

共生・公正・創造



ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

“「JR総連・東労組」崩壊の兆し!?”

「国鉄改革の裏側」ダイジェスト版 **第1回**

あの元国鉄労働課長が明かす「国鉄改革の裏側第5弾」が【「JR総連・東労組」崩壊の兆し!?”】という本になった。本紙は筆者（宗形明氏）の了解を得て、『JR東日本革マル問題の現状』をダイジェスト版として紹介することとした。



革マル支配 JR 東労組崩壊の序曲「浦和電車区事件」 「07.7.17東京地裁判決」

浦和電車区<脱退・退職>強要事件（以下、「浦和電車区事件」と略）の概要を一口で言うと、「JR東労組大宮地本及び浦和電車区分会の役員らが、同電車区の一般組合員Y氏を平素から組合活動に不熱心、対立関係にある他労組の組合員と交遊した、などを理由に“組織破壊者”と断定し、集団で取り囲み、十数回にわたって『組合を辞めろ』『会社も辞めろ』等と執拗に強要した。このためY氏は不本意な東労組脱退、東日本会社退職に追い込まれた。Y氏の告発があり、平成14年11月1日、警視庁公安部は強制捜査の結果、『脱退・退職』強要容疑で、東労組大宮地本梁次邦夫副委員長ら7名を逮捕した」というものである。・・

・・このような経緯を経て7月17日、東京地裁「浦和電車区事件」第60回公判が行われ、裁判開始以来4年目にして遂に「第一審判決」が下された。内容は7人の被告全員“有罪”。実行行為の内容によって「懲役1年執行猶予3年」から「懲役2年執行猶予4年」までというものであった。膨大な判決文を見ると、東京地裁判決は、一口に「原告の証言はすべて信用できるが、各被告の証言はすべて信じがたい」という趣旨の“原告Y氏全面勝訴”の内容であった。なお、被告側は東京高裁へ控訴した。

私の判断では、第一審判決の内容からして、被告側は体面を保つため控訴はしたものの東京高裁で逆転判決が出る可能性はゼロ。今後、東労組とJR総連は苦しい立場に追い込まれることになるだろう。それは原告Y氏の人権を蹂躪し、本人が望まぬ「組合からの脱退」ばかりか「退職」までも強要した不法行為を、“憲法・労組法で保証された団結権行使の範囲内のもの”、“普通の労働組合の当然の行為”と強弁。事件はデッチアゲ、不当逮捕、大弾圧、などと事実と反することを国内ばかりか世界にまで向かって声高に叫び、訴えて来てしまったからである。

「退くも地獄、進むも地獄」で、嘘に嘘を重ねてきた東労組、JR総連革マル執行部は、今や、「週刊現代効果」が日一日と拡がりを見せている現実の中で勝訴可能性0%の「浦和電車区事件」裁判を抱え続けねばならないという苦境に追い込まれている。

【「JR総連・東労組」崩壊の兆し!?”（高木書房）P.54～P.58】